

<要望書に対する回答について>

回答者：名護市総務部人事行政課

- ・ 件名：会計年度任用職員の不安定雇用問題に対する緊急要望書
- ・ 要望者：公務非正規女性全国ネットワーク（はむねっと）代表 渡辺 百合子

<p><要望事項1></p> <p>継続を希望する会計年度任用職員について、一律の「公募」を辞め、希望者が安心して働くことができるような方策をとってください。</p>	<p><回答1></p> <p>本市におきましても「名護市会計年度任用職員の任用等の基準及び事務取扱に関する規程」第2条において、会計年度任用職員の採用は公募とし、競争試験又は選考による能力実証を経た上で行うものとする」と規定されております。ただし、</p> <ol style="list-style-type: none">(1)当該会計年度任用職員の勤務態度、職務能力等に問題が無いこと。(2)当該会計年度任用職員の従事する職が再度任用される年度において存在すること。(3)当該会計年度任用職員が再度の任用を希望していること。の条件をすべて満たす場合においては3年（専門職等については5年）を超えない範囲で公募を経ずに再度任用することが出来ると規定されております。これは、成績主義の原則のもと、不特定多数の人を対象とした公募による競争試験実施による採用の例外規定として設けておりますが、当該規程を廃し、再度の任用を無期限とすることについては、会計年度任用職員への任用希望があっても雇用の機会に恵まれない者が出てくること懸念されることから、慎重に検討する必要があると考えます。 <p>しかしながら、公募を経ずに再度任用できる期間を超えた場合であっても、当該職に従事していた者が再度当該職へ応募することは可能としており、任用回数や年数が一定数に達していること等を理由に応募要件に制限を設けることはしていません。今後公募の対象となる会計年度任用職員についても、当該事項についてしっかりと周知を図っていきたいと考えています。</p>
---	---

<p><要望事項2></p> <p>年度末に向けて30名以上の離職者が生じる時は、「労働施策総合推進法」27条2項に基づき、厚生労働大臣あてに「大量雇用変動」を通知してください。</p>	<p><回答2></p> <p>該当することとなった場合には、法に従い適切に対応してまいります。</p>
<p><要望事項3></p> <p>報酬や諸手当、休暇制度、福利厚生等について、常勤職員との間にある処遇格差の是正など、同一労働同一賃金の原則に向けて取り組んでください。</p>	<p><回答3></p> <p>会計年度任用職員の給料(報酬)に係る給料表について、基本的には職員と同様となっており、休暇制度につきましても、産前・産後休暇の有給化や、協会けんぽから共済組合短期組合員等への身分の切り替えなど、休暇制度及び福利厚生の充実が図られてきているものと認識しております。また、会計年度任用職員を含め非常勤職員に関する制度については、基本的に国の法改正に準ずることとなっておりますので、今後も法改正等が生じた場合には、迅速な対応を図っていきたいと考えております。</p>
<p><要望事項4></p> <p>国に対して、会計年度任用職員制度の抜本的な見直しに関する提言を上げてください。</p>	<p><回答4></p> <p>去った令和4年10月に開催された九州市長会へ会計年度任用職員に係る勤勉手当の支給実現に向けた要望書を提出したところです。今後も必要に応じて提言してまいります。</p>